

帰国・外国人児童生徒の 受入れに当たって

平成 24 年1月改定
福島県教育委員会/(公財)福島県国際交流協会

国際社会の進展の中、福島県内の外国人登録者数は約1万1千人で、帰国児童生徒は公立小中学校合わせて94人、外国籍児童生徒は308人となっています。

(『福島県の国際化の現状』福島県国際課 HP 児童生徒数は平成22年9月1日現在)

このような中、文部科学省では、帰国・外国人児童生徒の対応については、次のように特段の配慮が必要と述べています。

帰国児童生徒については、単に国内の学校生活への円滑な適応を図るだけでなく、海外における学習・生活体験を尊重した教育を推進するために、帰国児童生徒の特性の伸長・活用を図るとともに、その他の児童生徒との相互啓発を通じた国際理解教育を促進するような取り組みが必要です。また、**外国人の子弟には就学義務が課せられていませんが、我が国の公立小学校・中学校への就学を希望する場合には、これらの者を受け入れることとしており、受け入れた後の取扱いについては、授業料不徴収、教科書の無償給与など、日本人児童生徒と同様に扱うこと**となっています。

このような外国人児童生徒の我が国の学校への受入れに当たっては、日本語指導や生活面・学習面での指導について特段の配慮が必要です。

<文部科学省ホームページ CLARINET より http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm>

また、新学習指導要領（小学校では第1章第4の2(8)、中学校では第1章第4の2(9)）には、海外から帰国した児童生徒や外国人児童生徒の指導について、次のように示されています。

海外から帰国した児童(生徒)などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。

子どもには、出身国の文化背景だけでなく、本人のこれまでの家庭環境や学習歴、性格や意欲など大きな個人差があります。「〇〇人だから」と類型化されたイメージにとらわれず、一人ひとりの状況とニーズに応じた支援をしていくことが大切です。

以下、受入れに当たっての主な留意点や、活用できる制度やHPについて紹介します。

I 主な留意点

1 母国での最終修了学年と学習内容の確認

国によって新学期の月が4月とは限りません。また、学習項目が日本と同じとは限りません。母国で何年生まで修了し、どのような内容を学習しているかなどを確認してください。

《事例1》母国では、新学期が6月だった。

《事例2》母国では、中等教育が4年であるため最終学年が高校に相当していた。

《事例3》母国で小学校2年を修了していたにも関わらず、九九を学習していなかった。

2 慎重な編入学年の決定

将来に関わることなので、場合によっては通訳を入れて保護者及び本人が十分納得して決定することが大切です。

《事例1》 母国には飛び級があるので、日本にも飛び級があると思い、安易に学年を1年落として編入してしまい、後から飛び級がないことを知った。

また、本人の日本語能力の問題から、一つ下の学年に編入するケースもありますが、そのメリットとデメリットの両方があることを十分に確認してください。

学年を落とすメリット

《事例1》 日本語と日本の学校に慣れるための十分な時間がとれた。

《事例2》 算数はすでに母国で習っていた内容で、唯一「わかる」「できる」学習だったため、それが本人の自信につながった。

学年を落とすデメリット

《事例1》 精神年齢や体格の違いから、本人及びクラスメイトが違和感を感じた。

《事例2》 下級生と一緒に勉強することで、本人のプライドが傷ついた。

《事例3》 年齢が合致せず、陸上競技大会に出場できなかった。

《事例4》 公立高校への進学の際、来日年数が3年を超えたため*特枠入学制度を活用できなかった。

*県立高校入試における「外国人生徒等に係る特別枠選抜」については、実施されるかどうか、また、実施される場合の出願資格や実施校など、詳細については福島県教育委員会学習指導課までお問い合わせください。

3 教育制度や学校生活、行事などの違い

日本の教育制度が母国と全く同じとは限りません。また、母国の学校では、給食や音楽、体育といった技能教科、遠足や学習発表会といった学校行事がないということもあります。保護者や本人への説明の際、必要であれば通訳や翻訳文を活用しましょう。

《事例1》 母国の学校にはプールがなく、体育で水泳をやったことがなかった。

《事例2》 母国の学校では音楽はあるが、歌唱が中心で楽器演奏はしたことがなかった。

4 日本語の教材等を活用した日本語指導

小学校の国語の教科書は、日本語を母語とする児童用の教科書です。日本語を母語としない子どもにとって、日本語は外国語です。日本語指導は、日本語を母語とする日本人への国語指導とは異なります。「子どもだからすぐに慣れるだろう」と安易に考えることなく、外国人児童生徒用の日本語指導用の教材の活用や、場合によっては日本語の指導ができる方の協力を求めましょう。

《事例1》 小学校1年生の国語の教科書を使って教えていたが、「読む」「書く」はできていても、理解ができておらず、ただのコピー学習だったことがわかった。

《事例2》 ゆっくり話せば理解できると思っていたが、その語彙自体の理解がなかったため、通じていなかった。

5 日常会話の言語と学習言語の違い

日本語での日常会話ができて、教科の内容を理解する日本語能力が十分であるとは限りません。生活言語と学習言語は異なります。日常会話ができるのに成績が芳しくないのは、本人の学力の問題だけでは限りません。本人の状況を把握しながら、慎重に指導していきましょう。

《事例1》「分ける」はわかっても、「割る(÷)」がわからない、「全部でいくつ」はわかっても、「合
わせていくつ」はわからない。

《事例2》「答えはなんですか」はわかっても、「値を求めなさい」がわからない。

6 母国との文化や習慣の違い

それぞれの国には、それぞれの文化や習慣、価値観があります。異なる言動を見かけた場合、「おかしい」と一言で片づけず、その背景にある異なる文化や習慣など、理由を探ることが大切です。

《事例1》母国では冷たい食事をする習慣がないため、お弁当への理解に時間がかかった。

《事例2》母国では学校におやつを持参して良いため、休み時間に食べていた。

7 自分の意思に反しての来日

すべての子どもが自分の希望で来日したとは限りません。子どもによっては、自分の意思に反して保護者の都合により来日したという思いを持っていることも考えられます。子どものそうした思いを温かい気持ちで理解してあげましょう。

《事例1》日本に来たことを受け入れられなくて、日本語は理解しているはずなのに決して日本語を話さなかった。

8 自分の将来への不安

保護者の都合により来日した場合、いつまで日本にいるのだろう、いつ母国に帰されるのだろうという不安を抱えていることがあります。そのため、進路など近い将来への展望が描けない、自分の将来が見えないなど、精神的に不安定になっていることも考えられます。注意深く見守り、支援していくことが大切です。

《事例1》中学校3年になったにも関わらず、全く進路について関心を持たない。

9 自分のアイデンティティー

特に思春期を迎える頃、「私は何人?」と、自分自身の出身、存在に悩み、場合によっては、体調や心に不調が現れることも考えられます。

《事例1》長くフィリピンの祖父母のところで育てられ来日したが、日本生まれで日本国籍を持っていたため、「フィリピン人」と言われることをとても嫌がった。

《事例2》いじめられると思い、ずっと外国人であることを隠していた。

II 活用できる制度やHP

1 電話による通訳制度の活用 専用☎ 024-524-1316

(公財)福島県国際交流協会では、トリオフォンを活用して、電話による教育委員会(学校)と保護者(児童生徒)の間の通訳を行っています。

なお、都合により対応できない日時がありますので、事前に確認してください。

❁ 対応曜日と言語

中国語・英語

火曜日～土曜日 9:00～17:00

タガログ(フィリピン)語、韓国語、ポルトガル語

水曜日:13:00～17:00(ただし第4・5水曜日については予約制)

2 日本の教育制度の周知

文部科学省では、各国語での就学ガイドを作成しています。HPからダウンロードして、保護者や本人に渡しましょう。

(英語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語、中国語、ポルトガル語、スペイン語)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/

clarinet/003/001.htm#a09

To children's guardians
お子さんを持つ保護者の皆様へ

Japanese Elementary and Secondary Education
Japanese public elementary and secondary schools accept foreign children free of charge, same as Japanese students. If they wish to learn and the opportunity of receiving the same education as Japanese students is granted to foreign children.

日本の公立・中学校について
日本人の子供と同じように公立の小・中学校へ入学することができます。入学を希望する場合は、日本人と同様に無料です。また、日本の公立小・中学校で同じような教育を受けたい場合は、日本人の子供と同じように公立の小・中学校へ入学することができます。

■ Tuition and Textbooks
Tuition of public elementary and junior high schools are free of charge. Textbooks used in elementary and junior high schools are also free of charge. However, you have to pay the fee of school lunch and school supplies every month.

■ Financial Assistance
Financial assistance can be obtained from the head of education of cities, towns or villages for school supplies and school lunches, if it is determined that there is a need for this.

■ School Subjects
In elementary school, students study Japanese (language), social studies (history, geography, civics, science), health, music, language, drawing and crafts (art), physical education, home economics (handicraft and school education), and other subjects such as moral education (ethics), special activities and computer studies (IT).

公立の小・中学校の授業料について
公立の小・中学校の授業料は無料です。また、公立の小・中学校で使われる教科書も無料です。ただし、学校給食費や学校用品費は毎月支払う必要があります。

■ 授業料、教科書について
公立の小・中学校の授業料は無料です。また、公立の小・中学校で使われる教科書も無料です。ただし、学校給食費や学校用品費は毎月支払う必要があります。

■ 学校科目について
小学校では、国語、算数、理科、社会、音楽、図画、体育、家庭科、外国語(英語)など、総合的な学習の時間(総合学習)などがあります。中学校では、国語、算数、理科、社会、音楽、図画、体育、家庭科、外国語(英語)など、総合的な学習の時間(総合学習)などがあります。

Admission Procedure of entering public elementary and secondary school

公立の小・中学校へ入学する際の注意

1. PTA Activity
There is a group called the PTA (Parents and Teachers Association) that consists of parents/guardians and teachers. This group often activities such as "Safety Guidance for Traveling to and from School" on the parent active participation is suitable.

公立の小・中学校へ入学する際の注意
公立の小・中学校には、保護者(PTA)と先生(PTA)からなるPTA(PTA)があります。このPTAは、主に「通学安全指導」などの活動を行っています。保護者の積極的な参加が望まれます。

2. Guardian's Responsibility
Foreign students should go to the school with their guardian. The guardian should be responsible for the child's safety and health during the school hours.

公立の小・中学校へ入学する際の注意
公立の小・中学校へ入学する際は、保護者(PTA)と一緒に通学する必要があります。保護者は、通学時の安全と健康を確保する責任があります。

3. Admission Procedure
Foreign students should go to the school with their guardian. The guardian should be responsible for the child's safety and health during the school hours.

公立の小・中学校へ入学する際の注意
公立の小・中学校へ入学する際は、保護者(PTA)と一緒に通学する必要があります。保護者は、通学時の安全と健康を確保する責任があります。

A child will have various possibilities in higher future after finishing graduates from the junior high school.

公立の小・中学校へ入学する際の注意
公立の小・中学校へ入学する際は、保護者(PTA)と一緒に通学する必要があります。保護者は、通学時の安全と健康を確保する責任があります。

3 児童生徒に向けた日本の紹介『Kids Web Japan』

外務省では、日本文化や教育制度、テレビ、日本語などについて多言語で紹介していますので、このHPを紹介してあげましょう。このHPで日本語学習も可能です。

<http://web-japan.org/kidsweb/>

4 外国の学校事情

外務省では、諸外国の学校情報をHPで紹介していますので、児童生徒の母国での教育事情を理解するのに役立ちます。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/index.html

5 日本語学習等の支援についての各種情報

外国人児童生徒の支援に係る各種情報が各団体HPで公開されています。必要に応じてダウンロードして活用することができます。

(1)『CLARINET へようこそ』(文部科学省HP)

学校における日本語指導の教材や指導資料の提供を行っています。日本語指導に関する資料のみでなく、就学案内や外国人児童生徒の動向についてなど、幅広い情報の提供を行っています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

※ 日本語指導などに関する体系的・総合的なガイドラインとなる「外国人児童生徒受入れの手引き」もこのホームページからダウンロードできます。

(2)『かすたねっと』(文部科学省HP)

帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイトです。多言語による文書や日本語指導、特別な配慮をした教科指導のための教材等、様々な資料を検索できます。

<http://www.casta-net.jp> にアクセスするか、「CLARINET」の画面にある『帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト かすたねっと』から移動することができます。

(3)国際交流基金日本語国際センター

WEB 版の日本語学習教材や、マンガやアニメで学習する日本語など様々な日本語学習教材が紹介されています。

<http://www.jpf.go.jp/j/urawa/>

(4)マルチメディア『にほんごをまなぼう』(日本語指導教材研究会[文部科学省委託]作成)

学校生活に必要な日本語をコンピューターで絵をみながら音声付きで勉強できるようになっています。自習用としても活用できます。

http://www.tokorozawa-stm.ed.jp/d_base/nihongo/

留意事項

授業では、本人にコンピューターとCDを預けて、コンピュータールームで一人だけで自習させるようなことがないようにしてください。指導者のもとで学習を進めることが大切です。

本人の学校生活への適応状況や日本語の習得状況に合わせて、昼休みや放課後などに自主的に利用させることもできます。

マルチメディア『にほんごをまなぼう』HTML版

1/1 ページ



マルチメディア『にほんごをまなぼう』Ver.1.1

制作：日本語指導教材研究会(平成10・11・12年度文部科学省委託)

あなたの母語を選んで下さい。
Japanese(日本語) Portuguese(ポルトガル語)
Chinese(中国語) Spanish(スペイン語)
Korean(韓国・朝鮮語) English(英語)

Vietnamese(ベトナム語) Cambodian(カンボジア語)
※ベトナム語・カンボジア語は録音のみ対応しています。

数値のためのページ



(5)(公財)福島県国際交流協会 ☎024-524-1315

福島県国際交流協会では、下記のような様々な資料を備えています。直接閲覧することができますので、児童生徒にあった教材選択の参考にすることができます。

- 多言語版の外国人児童生徒用日本語教材
- 多言語版の算数や社会、理科等教科の副教材
- 多言語版の『学校のプリント』
- 多言語版の学校からの案内文・通知文のひな形
- リライト教材(簡単な日本語に書き換えた教科書)
- 外国人子どもの教育に関する参考図書
- その他各種日本語教材

なお、ホームページにおいても、各種の資料等をダウンロードすることができます。

<http://www.worldvillage.org/links/child/>

(6)中国帰国者定着促進センター

「こども支援者用トップページ」には、教材、指導資料等に関するコーナー、Q&A等のコーナーが設けられており、幅広く情報を集めるのに活用できます。また、実際の指導に使える教材も豊富です。 <http://www.kikokusha-center.or.jp>

(7)在日フィリピン人・在日ブラジル人・南米スペイン語圏出身児童向け教材

(東京外国語大学 多言語・多文化教育研究センター作成)

算数と漢字の学習教材が、指導者用、児童用に分けて準備されています。また、指導方法についても、Q&Aの形でわかりやすく説明されています。日本語入門期の指導に合わせて活用できます。

フィリピン <http://www.tufs.ac.jp/common/mlmc/kyouzai/philippines/>

ブラジル <http://www.tufs.ac.jp/common/mlmc/kyouzai/brazil/>

スペイン語圏 <http://www.tufs.ac.jp/common/mlmc/kyouzai/southamerica/>

(8)東京学芸大学国際教育センターリソースルーム

帰国児童生徒教育・国際理解教育・外国人児童生徒教育に関する小中学校の研究紀要、教材、報告書等を所蔵しているリソースルームです。教材リストの提供が主になります。

<http://erie.u-gakugei.ac.jp/resource/resource.html>

(9)『福島県の国際化の現状』(福島県国際課発行)

福島県国際課のホームページでは、「多文化共生」や「国際理解」等に関わる幅広い情報を提供しています。

<http://www.pref.fukushima.jp/kokusai/index.html>

(10)(財)自治体国際化協会

「多言語生活情報」や「国際生活 Q&A」、「多文化共生」などのコーナーには、日本の生活に適応するための各種情報が掲載されています。児童生徒への日本語指導のみならず、家族への情報提供にも活用できます。

<http://www.clair.or.jp/>

6 ボランティア日本語教室の活用

県内各地にボランティアによる日本語教室があります。詳しくは、(公財)福島県国際交流協会 HPをご覧ください。

<http://www.worldvillage.org/exchange/class/niohngo.php>

7 学習支援ボランティアの活用

福島県教育委員会の学習支援ボランティア登録者の中には、外国人児童生徒に対するサポートに係るボランティア登録者がおります。

詳しくはお近くの教育事務所社会教育課までお問い合わせください。

○対象児童生徒： ある程度の日常会話はできるが、学習言語の習得に至らないため、教科学習の理解が難しいと思われる帰国・外国人児童生徒

○活動内容： 当該児童生徒が理解できる日本語の語彙を使って、教科学習につながるよう学習をサポート

○費用：原則としてボランティア

8 外国出身子どもサポート事業の活用

(公財)福島県国際交流協会では、外国人児童生徒の学校生活への早期適応を目的としたサポート事業を実施しています。

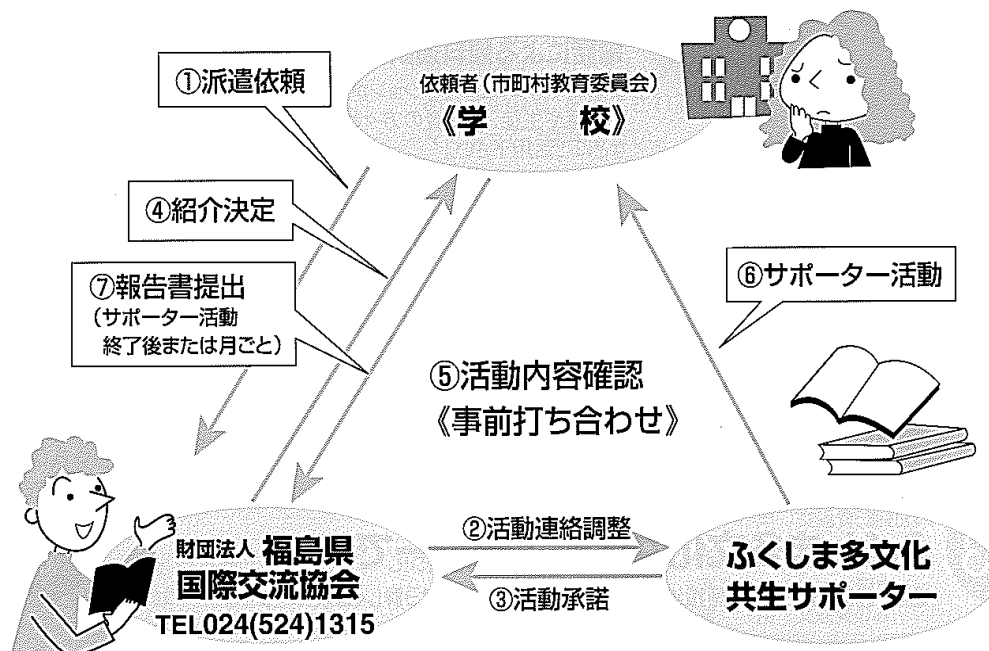
これは、母語のできる、または日本語指導のできるサポーターを紹介するもので、依頼団体は市町村教育委員会となります。

なお、依頼団体の予算確保が難しい場合、県協会がサポーターの経費を負担することもできます。これは、一回 2～3 時間で週 2 回程度、学校において日本語学習及び学校生活適応のための支援を行い、25 回を上限にそのサポーターの旅費謝金を県協会が負担するものです。

ただし、サポーターの活動に関わる傷害保険や使用する教科書等については依頼者負担となり、また初年度内限りの適応などいくつか条件があります。

詳しくは、(公財)福島県国際交流協会までご相談ください。

外国出身児童生徒にかかわる ふくしま多文化共生サポーター活用ガイドライン



(公財)福島県国際交流協会では、外国人児童生徒受け入れについて、情報提供及び相談を随時受け付けています。

TEL 024-524-1315 FAX 024-521-8308

E-mail info@worldvillage.org HP:<http://www.worldvillage.org/>

開業日:火曜日～土曜日 8:30～17:15 日・月曜日、祝祭日、年末年始は休み
日本語指導や生活への適応支援、就学等についての相談等は、福島県教育庁学習指導課、各教育事務所でも、随時行っております。

福島県教育庁学習指導課

TEL 024-521-7796 FAX 024-521-7968

E-mail k.gakusyuuushidou@pref.fukushima.jp